

栗 土 交 第 7 0 号
令 和 7 年 4 月 2 8 日

住民の皆様

栗東市長 竹村 健
(公 印 省 略)

十里交差点の信号機の撤去に伴う周辺道路の交通規制について(お知らせ)

春暖の候、あなたにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本市行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市道十里1号幹線上の十里交差点に設置しておりました信号機は、3月下旬に草津警察署において撤去されましたのでお知らせ致します。

また、この信号機の撤去に伴い、周辺地域の安全を確保するため、下記のとおり、市道縷十里線および市道十里1号幹線において、交通規制がなされましたので、併せてお知らせ致します。

ご利用される際にはご注意くださいようお願い致します。

記

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1.規制対象路線 | 市道縷十里線 および 市道十里1号幹線 |
| 2.規制箇所 | 裏面位置図のとおり |
| 3.お問い合わせ先 | 栗東市役所 建設部 土木交通課
TEL 077-551-0291 |

位置図

一時停止

止まれ

止まれ

一時停止

大型貨物車等通行止め

速度規制 30km

30

指定方向外進行禁止 7時00分～8時30分(土曜・日曜・休日を除く。) ※ 市道総十里線を栗東駅方面から琵琶湖方面に進んできた場合、上記の時間帯は、この交差点を直進することができません。(右折か左折していただく必要があります。)

